

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準(サービス基準)の一部改定案の意見募集について

平成30年8月29日

<問い合わせ先>

関東運輸局海事振興部旅客課

(045-211-7214)

関東運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)の一部改定について検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承願います。

意見募集要項

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)の一部改定案

2. 意見募集期間

平成30年8月29日(水)から平成30年9月28日(金)まで

3. 意見の提出方法・提出先

別紙の意見提出用紙に氏名、住所、所属(会社名又は所属団体名)、電話番号、電子メールアドレスを記入の上、以下のいずれかの方法で、いずれも「関東運輸局海事振興部旅客課」あてに日本語にて意見を提出して下さい。

(1) 電子メールの場合(テキスト形式でお願いします。)

電子メールアドレス ktt-kaishin-ryokaku@ml.mlit.go.jp

※電子メールの件名を「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)の一部改定案」に関する意見」として下さい。

(2) ファックスの場合

FAX番号 045-201-8788

関東運輸局海事振興部旅客課 あて

(3) 郵送の場合

〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎16階

関東運輸局海事振興部旅客課 あて

4. 留意事項

- ・ご意見を正確に把握するため、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承願います。
- ・いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることを予めご了承下さい。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認をのために利用します。